

令和2年可児市規則第32号

可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（令和2年可児市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(近接した時期)

第3条 条例第2条第2号に規定する近接した時期に設置する太陽光発電設備とは、同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、一団又は隣接する土地において設置している太陽光発電設備の運転を開始した日（当該事業者が一団又は隣接する土地において複数の太陽光発電設備を設置している場合は、その運転を開始した日のいずれか遅い日）又は条例第17条第1項の規定による届出をした日のどちらか遅い日の翌日から起算して3年以内に条例第12条第1項の規定による設備設置協議の届出をするものをいう。

(抑制区域)

第4条 条例第7条第2項の規定により指定する抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(抑制区域の追加)

第5条 市長は、条例第7条第1項第3号に規定する市長が必要と認める区域を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表し、抑制予定区域範囲図を当該公表の日から30日間縦覧に供しなければならない。

- (1) 新たに抑制区域として指定しようとする区域（以下「抑制予定区域」という。）の位置（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分。以下同じ。）
- (2) 抑制区域を指定する理由
- (3) 縦覧の期間及び場所
- (4) 抑制予定区域に係る意見書を提出することができる旨
- (5) 前号の規定による意見書の提出先、提出期限及び提出方法

2 市長は、抑制予定区域に係る意見書が提出されたときは、当該意見書に対する回答を公表しなければならない。

3 前2項の規定は、抑制区域の指定の変更又は解除をする場合について、準用する。

(技術基準)

第6条 条例第8条第1項各号に規定する技術基準は、別表第2に掲げる基準とする。

(軽微な変更)

第7条 条例第15条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、条例第12条第1項の規定により届け出る事項のうち、事業区域の所在地、発電出力、事業区域の面積の変更及び着工予定日を早める変更以外の変更（条例第18条に規定する事業者の地位を承継する場合を除く。）ものとする。

（公表）

第8条 条例第24条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 可児市公告式条例(昭和30年可児町条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示による方法
- (2) インターネットの利用による方法
- (3) その他市長が必要と認める方法

2 条例第24条第2項の規定による通知は、公表する日の2週間前までに行うものとする。

（委任）

第9条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年12月22日公布

別表第1（第4条関係）

条例第7条第1項第1号及び第2号に規定する抑制区域

| 抑制区域 | 根拠法令 |
|------------------------|---|
| (1) 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項 |
| (2) 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項 |
| (3) 河川区域 | 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項 |
| (4) 農用地区域 （営農型は除く。） | 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号 |
| (5) 保安林 | 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項 |

別表第2（第6条関係）

1 条例第8条第1項第1号に規定する基準

| | |
|-------------|---|
| (1) 地盤の勾配 | 設置される地盤の勾配は、30度以下であること。 |
| (2) 法面の構造 | 適切な勾配かつ土砂の流出を抑えるものであること。 |
| (3) 発電設備の構造 | ア 設置するパネルの基礎・構造等が、想定される風圧荷重について十分検討されていること。 イ 柵や塀によって容易に近づくことができない構造であること。 ウ 標識が外部から見やすい位置に設置されていること。 |
| (4) 排水施設の能力 | 事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。 |
| (5) 排水施設の構造 | 排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。 |
| (6) 雨水排水の放流 | ア 流域変更することなく放流先を限定し、河川その他公共の用に供している排水施設に直接接続する場合は、河川管理者、ため池管理者の同意を得ること。 イ 放流先河川等に水利等の権利がある場合は権利者又は関係者の同意を得ること。 |
| (7) 調整池の設置 | 雨水流出係数の変更が生じ、雨水の流出量が高まる場合は、原則、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。 |
| (8) 沈砂池の設置 | 開発区域及びその周辺の地形地表の状況を勘案して、土砂流出が予想される場合は設置すること。 |

2 条例第8条第1項第2号に規定する基準

| | |
|---------------|--|
| (1) 工事中の災害防止等 | ア 工事は、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものと |
|---------------|--|

| | |
|---------------|---|
| | し、粉じんや騒音、振動対策等を行うこと。 イ 工事中の急な豪雨に対しても、土砂の流出を起こさないようあらかじめ措置を講ずること。 |
| (2) 保守点検・維持管理 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。 |

3 条例第8条第1項第3号に規定する基準

| | |
|--------------|--|
| (1) 法面の緑化 | 法面緑化を行うにあたり、在来種を使用すること。 |
| (2) 緑地の保全 | 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 |
| (3) 反射光 | 反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないよう低反射性のものを使用し、位置、傾斜角度等について、十分に配慮すること。 |
| (4) 色彩 | 色彩は、低彩度のものであること。 |
| (5) 材料 | 架台等は、経年変化により支障が生じない材料を使用すること。 |
| (6) 希少動植物の保全 | 希少野生動植物（レッドリスト及びレッドデータブックに掲載の動植物）の生息地及びその周辺は、適切な保全措置を講ずること。 |
| (7) 騒音・振動 | パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺居住への影響の低減を図るため、配置、構造又は設備に関し、適切な措置を行うこと。 |

4 条例第8条第1項第4号に規定する基準

| | |
|--------|---|
| 撤去時の措置 | ア 太陽光発電事業の終了後は、太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正に処理を行うこと。 イ 撤去工事にあたっては周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものとし、粉じんや騒音、振動対策等を行うこと。 ウ 事業区域であった土地について、適切な跡地管理を行うこと。 |
|--------|---|